



平成28年10月より社会保険の 加入者の要件が変わります

現行の社会保険の加入者は①正社員②正社員の4分の3以上（週30時間以上）勤務するパートさんアルバイトさんが加入をしております。平成28年10月からは改正により下記の条件のすべてに当てはまる方が新たに加入の対象者となります。

- ①週20時間以上勤務している人
- ②月額の手取りは8万8千円以上（年収106万円以上）である人
- ③勤務期間が見込みで1年以上となる人
- ④従業員数501人以上の企業

今回は500人以下の企業は対象とはなりません。今後、平成31年に対象が広がる可能性があります。また、学生については上記の条件にあてはまったとしても除かれます。（但し、正社員の4分の3以上（週30時間以上）勤務する人、休学している人、卒業前に企業に就職する予定でアルバイトをしている人などは社会保険に加入します。）この改正により新たに保険に加入すると見込まれる人数は25万人と言われております。

この改正の目的は

「①被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正する。②社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える」とのことです。



非正規労働者にとっては月額の手取りが減るものの将来の社会保障の恩恵もあります。雇用する企業にとっては社会保険料の折半の負担が多くなります。

その分企業側はパート労働者の労働時間を制限したり、労働者側は新たな社会保険負担で手取り額が減らない職場に変更したりする可能性もあるのでしょうか。

また、現行では厚生年金の1等級は98,000円からでしたが、上記の改正とあわせて厚生年金の月額報酬88,000円の等級が増えることとなりました。

社会保険料率の変更

平成28年3月分の健康保険料率が変更されます。4月末納付分の社会保険の預かり金の計算の際はご注意ください。給料計算の際は税率表を確認の上徴収をお願いします。

協会けんぽの保険料率

	平成28年度	平成27年度	増減
栃木県	9.94%	9.95%	-0.01%
埼玉県	9.91%	9.93%	-0.02%
千葉県	9.93%	9.97%	-0.04%
東京都	9.96%	9.97%	-0.01%
神奈川県	9.97%	9.98%	-0.01%

※40歳から64歳までの方はこれに全国一律の介護保険料1.58%が加わります。

なお、平成27年4月から介護保険料率は1.58%と変更ないとのこと。

新入社員の事務手続き

新年度が始まりました。入社に当たり様々な準備が必要で何かと忙しいと思われま。そこで今回は主に給与、社会保険、税金の為に必要な事務手続きとそのために事前に集めておきたい必要な書類を確認します。

入社時に本人に用意してもらうもの

- ・年金手帳
- ・雇用保険被保険者証
- ・住民票記載事項証明書の写し
- ・前職の源泉徴収票
- ・個人番号カード（通知カード）

※記入していただく書類に本人の認印も必要です。

健康保険・厚生年金の手続き

健康保険・厚生年金被保険者資格取得届

入社されましたら5日以内に保険組合または年金事務所に手続きをしてください。年金手帳から基礎年金番号を確認します。

雇用保険の手続き

雇用保険資格取得届

入社されましたら翌月10日までに公共職業安定所（ハローワーク）に提出してください。雇用保険被保険者証より番号を記入します。また平成28年からは個人番号（マイナンバー）も確認して記載します。

給与所得者の扶養控除等異動申告書

最初の給与の支払いの前日までに記入をお願いします。扶養控除等異動申告書については源泉徴収簿に綴り会社にて保管をしてください。この扶養控除等異動申告書を記入した方については、源泉所得税の計算は甲欄での徴収となります。正社員さんだけでなくパートさんアルバイトさんも入社時に記入させてください。

また、同時に前職の源泉徴収票も提出してもらってください。年末時に慌てることなく年末調整ができます。年末調整では住民票の記載のある市区町村に給与支払報告書

を合わせて送りますから入社時に合わせて住民票を確認しておきます。



（担当 山本 修）